

令和6年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

北九州市では、経済的理由によりお子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対して給食費や学用品費等の**経費の一部を援助**しています。

就学援助費のうち入学に必要な「新入学学用品費」については、入学前(3月)支給を実施します。

新入学学用品費の入学前支給を希望される方は、下記内容をご確認の上、必要書類を添え、申請ください。

※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

※ 新入学学用品費の入学前支給を申請される方で、令和6年4月以降に学用品費・学校給食費など、他の費目についても就学援助を希望される方は、別途、就学援助の申請手続きが必要となります。

1 新入学学用品費の入学前支給を受けられることができる方

(1) お子様が令和6年4月に北九州市立小中学校(特別支援学校は除く)・県立中学校に入学予定の方

(2) **就学援助の要件に該当する方**(生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯で、3ページの申請理由の項目いずれかに該当する方)※世帯全員が同じ申請理由に該当していることが必要です。

※なお、児童生徒又は保護者がいずれかに該当する場合は、対象となりません。

①生活保護を受給している方 ②児童養護施設等に入所し、措置費を受給している方 ③里親

(3) 申請時に北九州市に居住している方(令和6年3月末日以前に市外に転出する方を除く)

※上記条件をすべて満たす方が対象となります。

<注意>

新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、令和6年4月に北九州市立小中学校(特別支援学校は除く)、県立中学校に入学しなかった場合は、新入学学用品費を返還していただくこととなります。**市外転出等の可能性がある場合は、申請を行わないでください。**

2 申請の方法等

(1) 申請時期、支給額等

	小学校入学予定のお子様	中学校入学予定のお子様
申請先	4月に入学予定の北九州市立小学校	在学する北九州市立小学校
申請時期	令和5年12月4日(月)から令和6年1月31日(水)まで (休業日及び年末年始を除く。)	
支給額	54,060円(予定)	63,000円(予定)
支給時期	令和6年3月上旬予定	
支給方法	保護者の口座に直接振り込みます。	

※ 住民票と実際の世帯構成が異なる等、特別な事情がある方は、学校にご相談の上、申請してください。

(2)申請に必要な書類等

①新入学学用品費入学前支給申請書	お子様の在学する(入学予定の)小学校に12月上旬に配布します。 希望される方は、小学校に申請書を受け取りにきてください。
②令和4年の世帯の経済状況がわかる書類	3ページの表で確認ください。 ※既に令和5年度に就学援助認定(児童扶養手当受給者は除く)を受けている方、又は令和5年1月1日現在、北九州市に住民票があり、税の申告を行っている方は②の添付書類は不要です。 ※児童扶養手当受給者については、児童扶養手当証書(写)の提出が必要です。(有効期限が令和6年3月31日又は令和6年10月31日のもの)
③保護者名義の口座がわかるもの	銀行名、支店名、口座番号、口座名義が記載している箇所の(写)の提出が必要です。
④本人(保護者)確認ができるもの	申請書を提出する際、本人(保護者)確認のできるものを受付者に提示してください。 (例)運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など

※就学援助申請書・添付書類の注意点

就学援助では、同じ家に住んでいる方(祖父母・兄弟姉妹等)を同一世帯とみなします。

例えば、同じ住所地内に祖父母がいる場合は、たとえ住民票は別であっても、同居とみなし、世帯に含めます。

また、父親又は母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含めます。

就学援助申請書の「世帯構成」欄の記入や経済状態がわかる書類を準備する際は、祖父母など世帯員の記入漏れや書類に不備がないようご注意ください。

※令和6年度就学援助申請について

今回新入学学用品費の入学前支給を申請し、認定を受けられた方で、令和6年度の学用品費・学校給食費など他の費目についても就学援助を希望される方は、別途、令和6年度就学援助の申請手続きが必要となります。

申請には令和5年の世帯の経済状況がわかる書類の提出が必要です。新入学学用品費入学前支給と、所得審査の基準年が異なるため、新入学学用品費入学前支給は受給できても、他の就学援助の費目についても受給できるとは限りませんので、その旨ご了承ください。

また、新入学学用品費の入学前支給の申請をしない場合でも、入学後に令和6年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後(4月下旬以降)に新入学学用品費を他の費目と合わせて支給します。(5月以降の認定については、新入学学用品費は支給されません。)

(3)生活保護受給中の方の新入学学用品費について

生活保護受給者は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学学用品費入学前支給申請の手続きは必要ありません。

3 就学援助を受けられる方・必要となる書類

次ページ(3ページ)の表にて確認ください。

申請理由		申請理由の事情を証明する書類(コピー可) ※世帯全員の状況が同じ項目で証明できること	書類を 発行する所
①	生活保護が廃止又は停止になった。	・保護(停止・廃止)決定通知書 等 ※令和4・5年度に廃止又は停止になった方 ※世帯変更による廃止は除く	各 区 役 所 保 護 課
②	世帯全員が市民税の非課税又は減免の扱いを受けている。	※令和5年1月1日に北九州市に住民票がある場合は、原則、証明書不要。(市県民税の申告済の方に限る。) ※令和5年1月2日以降に市外転入の場合は、転入前の市町村で次の書類が必要。 ・令和5年度市県民税所得額(課税・非課税)証明書 (令和5年5月下旬(予定)以降発行のもの) ※19歳以上の世帯員全員が必要(学生は除く) ※所得税のみが非課税の方は非該当	各市税事務所市民税課(税務課)又は出張所
③	個人事業税の減免を受けている。	・令和5年度県税減免決定通知書 (個人事業税によるもの)	県 税 事 務 所
④	固定資産税の減免を受けている。	・令和5年度固定資産税納税通知書 (減免理由記載のもの)※新築減額は対象外	各 市 税 事 務 所 固 定 資 産 税 課
⑤	国民年金の掛金の減免を受けている。	・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 (住所・氏名・免除期間の記載があるもの) ※20歳以上の世帯員全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書が必要 ※世帯に年金受給者がいる場合は対象外	年 金 事 務 所
⑥	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。	・減免 令和5年度国民健康保険料納入通知書 (令和5年6月以降に区役所から届いたもの) ※保険料の法定軽減は対象外 ・徴収猶予 令和5年度徴収猶予通知書	(減免) 各区役所国保年金課 (徴収猶予) 東・西部料金納付課
⑦	児童扶養手当を受けている。	・児童扶養手当証書 (住所・氏名・金額・有効期限の記載のあるもの) ※有効期限が令和6年10月31日又は令和6年3月31日のもの	各 区 役 所 保 健 福 祉 課
⑧	生活福祉資金の貸付を受けている。	・生活福祉資金貸付決定通知書 ※令和4・5年度に貸付を受けた方	各 区 社 会 福 祉 協 議 会
⑨	職業安定所登録日雇労働者である。	・雇用保険日雇労働被保険者手帳 ※手帳を有する方以外の世帯員に収入がある場合は除く	ハ ロ ー ワ ー ク (公 共 職 業 安 定 所)
⑩	その他、経済的に困窮している。 ※申請書に具体的な理由を記載してください。	・令和4年分給与所得の源泉徴収票 (中途就職、中途退職のないものに限る)	事 業 主
		・令和4年分所得税確定申告書第一表第二表(税務署) 又は、令和5年度分市民税・県民税申告書(区役所) の受付控え(ただし北九州市分に限る) ※受領印又は税務署受付日時記載のないものは対象外	
		<失業中の方> ・雇用保険受給資格者証(両面)	ハ ロ ー ワ ー ク (公 共 職 業 安 定 所)
		<年金収入がある方> ・令和4年分公的年金等の源泉徴収票 ※収入が公的年金のみの方は、源泉徴収票の添付不要	年 金 事 務 所

※ ②、③、⑤、⑥、⑧、⑩の場合は、**該当する世帯全員の証明書類が必要**です。

書類の添付漏れや不備がある場合は、入学前(3月)に支給できません。ただし、⑦の児童扶養手当受給者以外で令和5年1月1日現在北九州市に住民票があり、税の申告をしている方は添付書類は不要です。

4 Q&A(よくある質問を掲載しましたので参考にしてください)

Q 1. 新入学生用品費【入学前支給】が支給されたら、令和6年度の就学援助(学用品費・学校給食費など)も自動で支給してもらえますか？

A. 入学前支給と令和6年度の就学援助は、所得審査の基準年が異なるためそれぞれ申請が必要です。再度、4月(継続の場合は3月)に就学援助の申請を行ってください。

Q 2. 入学前に市外へ引っ越す予定です。申請できますか？

A. 北九州市立の小・中学校(特別支援学校は除く)・県立中学校に入学する児童生徒の保護者が対象です。
市外の小・中学校へ入学予定の方は対象外のため、申請はできません。

Q 3. 児童扶養手当証書を紛失してしまいました。申請できますか？

A. お住まいの区役所保健福祉課で、児童扶養手当証書亡失届の手続きをし、再発行された証書のコピーをご提出ください。

Q 4. 祖父母と同居しています。祖父母の所得証明も必要ですか？

A. 同居の方全員について、経済状況のわかる書類の提出が必要です。源泉徴収票や確定申告書などをご提出ください。(ただし令和5年1月1日現在北九州市に住民票があり税の申告をしている方は省略できます。)

Q 5. 「新入学生用品費」については、入学前には必要ないので、申請しないのですが、4月以降に就学援助の申請をすれば、新入学生用品費はもらえるのでしょうか？

A. 入学時に北九州市立の小・中学校(特別支援学校は除く)・県立中学校に通っており、就学援助が4月認定の児童生徒の保護者には支給します。入学前支給の申請の必要はないので、4月(継続の場合は3月)に就学援助の申請を行ってください。
ただし、5月以降の認定については、支給されませんのでご注意ください。

Q 6. 所得に関する書類はいつの時期の分が必要ですか？

A. 入学前支給の申請に関しては、令和4年分の所得を審査します。
令和6年度就学援助(学用品費・学校給食費等)の申請に関しては、令和5年分の所得を審査します。
それぞれ、確認する年が異なります。

Q 7. 「申請理由の事情を証明する書類」を揃えることができません。どうしたらよいでしょうか？

A. 3ページ表の①～⑨の理由で申請される方で、書類がどうしても添付できない場合は、⑩「その他、経済的に困窮している」ケースとみなして、令和4年の所得状況を基に審査します。
ただし、
・令和5年1月1日現在北九州市に住民票がある方
・令和5年度分の税の申告が済んでいる方
に限ります。

令和5年1月1日現在北九州市に住民票のない方は、所得状況の確認ができません。令和5年1月1日現在の住所地の市町村が発行する所得額証明書が必要となります。ご本人で取得していただき、証明書をご提出ください。

<問い合わせ先>

教育委員会学事課就学係(電話:582-2378)へお問い合わせください。